

**令和5年度 滋賀地方最低賃金審議会  
第1回滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会  
議事録**

|      |  |
|------|--|
| 開催日時 | 令和5年9月29日(金) 9時28分～11時11分  |
| 開催場所 | 滋賀労働局 共用会議室  |
| 出席状況 | 公益代表委員 出席3人 (定数3人)<br>労働者代表委員 出席3人 (定数3人)<br>使用者代表委員 出席3人 (定数3人)<br>事務局 4人   |
| 出席者  | 公益代表委員 片山 聡 平井建志 松田有加<br>労働者代表委員 池内正博 鈴木敏和 松井大介<br>使用者代表委員 佐々木浩介 西田保夫 三浦浩明<br>事務局 中井労働基準部長、口賃金室長、<br>辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官 |
| 主要議題 | ・滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)   |
| 議事録  | 別紙のとおり   |

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、「令和5年度 第1回 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益側代表委員3名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計9名全員のご出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上が出席していますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

また、合同専門部会で本専門部会の部会長を片山委員に、部会長代理を平井委員に就任していただくことが決定しています。

それでは、これからの進行を、片山部会長にお願いいたします。

○部会長

おはようございます。

本部会の議事進行を務めます部会長の片山です。よろしく申し上げます。

それでは、まず初めに、本日の資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（指導官）

それでは、お配りしております資料について説明させていただきます。

まず、1 ページ資料 No.1 は、滋賀県鉱工業指数(令和5年(2023年)7月速報)で、先日開催いたしました合同専門部会でお配りしたものの最新データとなっております。概要としまして、生産及び出荷指数は3か月ぶりの低下、在庫指数は前月と同じとなっております。

また、15 ページ資料 No. 2 につきましては、令和5年度 特定(産業別)最低賃金結審状況(自動車・同附属品製造業関係)となっております。

昨日時点で埼玉局と兵庫局、それぞれ専門部会のみで結審しております。

なお、改定前最低賃金が赤字になっているのは本年度の地域別最低賃金を下回っているもの、また網掛けにつきましては改正審議の必要性なしまたは申出のなかったものとなっております。

本日の資料につきましては、以上でございます。

○部会長

ありがとうございます。

ただ今の説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○各委員

(質問等上がらず)

○部会長

特になければ、議題の「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

この専門部会は、今回を含めて3回、開催が予定されています。

特定(産業別)最低賃金は、「労使のイニシアティブにより設定されるもの」との原則に基づき、今年度の審議においても、合意形成に向けて、委員の皆様のご

理解とご協力をよろしく申し上げます。

本日の専門部会は、最低賃金改正の実質的な審議を行う最初の会議のため、労・使双方から基本的なお考えやご意見などをお伺いして、その後、個別協議に入り、金額の提示をお願いしたいと思います。

それでは、まず、労働者側からお願いいたします。

#### ○労働者代表委員

松井から説明させていただきます。

5月より新型コロナウイルス感染症の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に移行されています。社会経済活動は急速に回復基調に向かいつつありますが、この局面で、経済のステージを継続的に成長軌道に乗せていくことが必要だと考えています。自動車産業においても昨年まで続いておりました半導体不足による供給不足が解消されてきてはいるのですが、自動車産業においても人手不足であり、とりわけ中小企業には人が来ない状況であります。今こそ「人への投資」が重要であり、その重要な要素が特定最低賃金の引き上げにも必要です。

特定最賃は、基幹的労働者という位置づけの方の最低賃金であり、高卒者の初任給の時間換算額に比べて低すぎると考えております。

また、今春闘では、連合の7月の最終集計報告では、とりわけ有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は時給で約53円近くとかつてない水準となっています。

「人への投資」を積極的に求め、これまで以上の賃上げの広がりや底上げをはかることができ、この賃上げの流れを特定最低賃金の引き上げにも繋げ、社会全体の賃金の底上げをはかることが重要だと考えております。

労働側としては、滋賀県の地賃の引上げ額や今春闘の結果も踏まえて、慎重に審議に臨んでいきたいと考えております。

以上です。

#### ○部会長

ありがとうございます。

次に使用者側お願いします。

#### ○使用者代表委員

使用者側の基本的な考え方を述べさせていただきます。

地賃の引き上げ額は、令和5年度967円と過去最高額の40円引上げ(4.31%)と使側としては不本意ではありましたが決定いたしました。3%以上の引き上げを始めた平成28年から令和2年度はコロナ禍の影響で+2円となりましたが、令和5年までの8年間で累計203円と大幅な引き上げとなっています。平成27年比で26.6%の引き上げとなります。その結果、特定最賃との差は急激に縮小しているというのが現状です。

産業で見ますと多くの企業は特定の産業だけに特化した仕事だけではなく、自動車や精密電機、窯業土石、一般機械などそれぞれが複合した仕事に携わり、産業別と言ったくくりで議論することが正しいのかと考えております。

地賃を大きく引き上げている状況の中、現在の「特定(産業別)最低賃金」に対しても一定の役割を終える時期が近付いていると感じている状況です。

特定(産業別)最賃は、地賃の目安に引っ張られることなく従来の考え方を踏襲し、我々としても真摯に議論していきたいと考えております。

以上です。

#### ○部会長

ありがとうございます。

ただ今、労使双方から基本的な考え方が表明されました。

これらに関して、その他ご意見等はございませんでしょうか。

#### ○各委員

〔意見等上がらず〕

○部会長

ないようでしたら、これから具体的な金額審議に入りますが、例年どおり専門部会を休会として、労働者側・使用者側と個別に公益側と協議を進めるという形で、よろしいでしょうか。

○各委員

〔はい〕の声。

○部会長

それでは、今年度もそのように進めてまいります。

では、例年どおり労働者側から先に協議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○労働者代表委員

〔はい〕の声。

○部会長

それでは、まず、労働者側と公益側で個別協議し、次に使用者側と公益側で個別協議を行います。

労働者側は、検討の時間にどのくらい必要でしょうか。

○労働者代表委員

20分いただけますか。

○部会長

では、9時55分から労働者側との個別協議を始めたいと思います。

事務局は、控室について説明してください。

○事務局（室長）

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋を、4 FのTV会議室と5 Fの労働基準部長室を用意しております。

労働者側委員は4 FのTV会議室を、使用者側委員は5 Fの労働基準部長室をご使用願います。なお、公益側との個別協議は、この会議室を使用いたします。

辰巳指導官が労働者代表委員を、浜口監督官が使用者代表委員をご案内します。

○部会長

では、ここから休会といたします。

委員のみなさま、控室にご移動をお願いします。

【専門部会休会】

〔労使各側に分かれての個別協議〕

【専門部会再開】

○部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側は、「半導体不足等が解消されて、自動車産業としても今後の見通しは悪くないと考えている。特定最低賃金が基幹労働者の賃金だということを踏まえて、仕事と賃金が見合っていない状況を解消する必要があるということと、人出不足の解消をいうことも含めて考えていく必要がある。」ということをご主張されたと思います。

使用者側につきましては、「自動車産業の見通しというのは、決して明るいものではないと考えている。特に自動車に関して、大企業の方は回復基調にあると言えるかもしれないが、中小企業に関しては価格転嫁ができない状況等も踏まえて、まだまだ厳しい状況にあるということを考えていく必要がある。」というような、

ご主張があったと思います。

ということで、本日のところは合意には至らなかったということになりました。

次回の第2回専門部会においては、労・使双方が、更に歩み寄っていただいて、全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をお願いしたいと思います。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしく願いいたします。

その他、各委員から何かありましたらお願いします。

○各委員

〔意見等上がらず〕

○部会長

最後に事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（室長）

次回の第2回専門部会は、10月10日（火）午前9時30分から、この会場、滋賀労働総合庁舎6階共用会議室で開催いたします。

お忙しいところ申し訳ございませんが、ご出席、よろしくお願いします。

○部会長

それでは、「第1回 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会」を終了します。

お疲れ様でした。